

唐供奉官考

友永 植

はじめに

唐代に「供奉官」という官称があった。「君側に供奉する」ことを任ずるところから、この官称が生まれたものと思われる。この供奉官なるものには二つの範疇があり、一つは中書・門下両省に属する散騎常侍以下の一群の官職をそう呼び、いま一つは一部の内官を指していった。その名の通り、いずれも君側に職を奉ずる官である。さて、小論が考察の対象とするのは後者の供奉官で、以下、本論で使用する供奉官の語は専らこの内官の供奉官を指す。

筆者は嘗て唐宋時代の「三班使臣」なる官職について考察した際に、それに属する官職の一つとして供奉官について言及した。三班使臣と総称されるこの官職系は、唐代の内官の令外官を起源とし、五代を経て、宋代には武官の下級寄禄官に転化する。唐から宋への官制の変化を体現する官職であるとともに、五代から宋にかけての皇帝権の伸長に与った官職という点で甚だ興味深い^①。さて、内官の令外官ということもあり、唐代の供奉官の実態を窺う史料は少ない。従って、先論では宋代の武官の寄禄官班序から推測して、唐代の供奉官は内廷令外官である「内諸司使」の下に列する卑官という位置づけを行った。ところが、その後、唐代の関係史料を些か集め分析するに及び、単純な宋制からの推測では解明できない点があることに気づき、再考の必要を感じた。

内官で正史に伝を残すものは少なく、その履歴に関する記載も必ずし

も十全ではない。ところが、幸い『全唐文』に内官の墓誌銘・神道碑銘が若干収録されており、これから一部内官の詳しい遷官の動向を窺うことができる。小論はこれらの碑銘を利用し、唐代における供奉官の実態を改めて考察しようとするものである。

一 宋の供奉官

唐代の供奉官を考察するに先立って、宋制における供奉官の存在形態について確認しておきたい。上述した通り、宋代における供奉官は武官の寄禄官すなわち朝廷内班序を示す階官に転化した。では、寄禄官としては如何なる位置にあったのか。

宋代、供奉官を含む三班使臣は官種の増設と官称の変更によって一〇階に階層化し、武階の従九品から正八品を占めた。このうち供奉官は第三・四階の従八品に位置づけられ、第二階の内殿崇班へ遷転するものとされた。この三班使臣の上に列し、三班使臣から遷転する官職系が「諸司使副」（諸司使・諸司副使）である。表1は『宋史』職官志（巻一六九）によって、武階の三班使臣と諸司使副の遷転規定を表示したものである。これによれば三班使臣の筆頭である内殿承制は、諸司副使階の供備庫副使に遷転するものとされた。ところで、供奉官の上位の内殿崇班・内殿承制は宋朝二代目の太宗と次の真宗の時に設けられた官で、それ以前は供奉官が三班使臣の筆頭であった。従って、内殿崇班・内殿

承制が増設される以前は、供奉官から供備庫副使へ遷転するのが一般的であったと考えられる。後述するが、実際、五代において供奉官から供備庫副使へ遷転した事例が幾例か検出される。

要するに、宋における供奉官は八品以下の三班使臣の列にあつて、七品以上の諸司使副とは一線を画された位置にあつたわけである。筆者はこの様な宋制における供奉官の実態から、先論においては唐代の供奉官を内諸司使の下に列する卑官と論じた次第である。

表1 宋の武階遷転規定 (使臣・諸司使副まで)

ランク	汎称	武班官	遷官	階差	有戦功	階差
1	小使臣	三班借職	三班奉職	1		
2		三班奉職	右班殿直	1		
3		右班殿直	左班殿直	1		
4		左班殿直	右侍禁	1		
5		右侍禁	左侍禁	1		
6		左侍禁	西頭供奉官	1		
7		西頭供奉官	東頭供奉官	1		
8		東頭供奉官	内殿承制	1		
9		内殿承制	内殿崇班	1		
10	大使臣	内殿崇班	供備庫副使	1		
11		供備庫副使	西京左藏庫副使	5	如京副使	7
12		西京左藏庫副使	崇儀副使	5	洛苑副使	7
13		崇儀副使	如京副使	5	内園副使	7
14		如京副使	洛苑副使	5	(文思副使)	8
15		洛苑副使	内園副使	5	六宅副使	7
16		内園副使	文思副使	5	莊宅副使	7
17		文思副使	六宅副使	5	西作坊副使	7
18		六宅副使	莊宅副使	5	東作坊副使	7
19	諸司副使	西作坊副使	西作坊副使	5	左藏庫副使	7
20		西作坊副使	東作坊副使	5	内藏庫副使	7
21		東作坊副使	左藏庫副使	5	右驛副使	7
22		左藏庫副使	内藏庫副使	5	左驛副使	7
23		内藏庫副使	右驛副使	5	宮苑副使	7
24		右驛副使	左驛副使	5	皇城副使	7
25		左驛副使	宮苑副使	5	禮賓使	7
26		宮苑副使	皇城副使	5	西染院使	7
27		皇城副使	禮賓使	5	東染院使	7
28	東班	東染院使	西染院使	5	西京作坊使	7
29		西染院使	東染院使	5	西京左藏庫使	7
30		東染院使	西京作坊使	5	崇儀使	7
31		西京作坊使	西京左藏庫使	5	如京使	7
32		西京左藏庫使	崇儀使	6	洛苑使	8
33		崇儀使	如京使	5	内園使	7
34		如京使	洛苑使	5	文思使	7
35		洛苑使	文思使	6	莊宅使	8
36		文思使	六宅使	6	西作坊使	8
37	諸司使	西作坊使	六宅使	5	西作坊使	7
38		六宅使	六宅使	5	東作坊使	7
39		六宅使	莊宅使	5	左藏庫使	7
40		莊宅使	西作坊使	5	内藏庫使	7
41		西作坊使	東作坊使	5	右驛使	7
42		東作坊使	左藏庫使	5	左驛使	7
43		左藏庫使	内藏庫使	5	宮苑使	7
44		内藏庫使	右驛使	5	宮苑使	6
45		右驛使	左驛使	5	宮苑使	7
46	東班	左驛使	宮苑使	5	宮苑使	7
47		宮苑使	皇城使	5		
48		皇城使	皇城使	4		
49		皇城使	皇城使	3		
50		皇城使	皇城使	2		
51		皇城使	皇城使	1		
52		皇城使	遷都刺史	1		

※ランク15〜33は『宋史』には記載がないが、体系の整合性上、筆者が推測し補った。

二 唐の供奉官

小論の主題である唐の供奉官に考察を移そう。冒頭で触れたように、唐の供奉官には両省供奉官と内官供奉官の二つの範疇があつた。このうち両省供奉官は中書・門下の要官の総称であるから、これを指す供奉官の呼称は唐代つとに見受けられ、また事例も比較的多い。これに対して、内官の供奉官は内廷の令外官だけに史料が少なく、創設の経緯はもとより、その動向を把握するのは難しい。しかし、上述の如く、供奉官に就任した内官の墓誌銘の類が若干残っており、そこから唐代における供奉官の存在形態を些か窺うことができる。

(1) 供奉官の呼称と範疇

管見の限り、供奉官就任者で墓誌銘等を確認できる内官は、憲宗朝から武宗朝にかけて出仕した王文幹・李輔光・仇士良・劉遵禮の四名である^③。それぞれの碑銘は長文なので本文を掲げるのは控え、文中から官歴のみを抽出して表示してみよう。各表は各自が就任した官職の時系列であるが、諸種官職の兼任状況がわかるように、散官・職事官・内侍省官職・内廷令外官(三班官・内諸司使)に分類して項目を設け、更に朝廷内の班序がわかるようにそれぞれに官品を付した。表中、「三班官・内諸司使」欄のゴチック表記が供奉官関連の肩書きである。なお、兼任についての記述がない人事については空白のままにした。

表2 『全唐文』に見える内官の官歴

(1) 王文幹 憲宗朝出仕 (『全唐文』764、趙造「王文幹墓誌銘」)

文武散官	文武職事官	内侍省職事官	三班・内諸司使
			(拜) 供奉官
			(改) 梨園判官
			(遷) 鷄坊使
			(転) 宣和殿使
			(改) 軍器監判官
			依前、(充) 供奉官

(2) 李輔光 德宗・憲宗朝出仕 (『全唐文』717、崔元略「李輔光墓誌銘」)

文武散官	文武職事官	内侍省職事官	三班・内諸司使
		(充) 白身内養	
		(超授) 奚官局令	正8下
		(遷) 掖庭局令	従7下
		(遷) 内侍伯	正7下
		(遙授) 内給事	従5下
		(遷) 内常侍	正5下 (兼) 供奉官
		(拜) 内侍省内侍知内侍省事	従4上 (充) 鴻臚礼賓使
			(転) 内弓箭庫使

(3) 仇士良 順宗・憲宗朝出仕 (『全唐文』970、鄭薰「仇士良神道碑」)

文武散官	文武職事官	内侍省職事官	三班・内諸司使
		(授) 掖廷局宮教博士	従9下
			(加) 宣徽供奉官
(転) 朝散大夫	従5下	内侍省内給事	従5下 宣徽供奉官、如故
		(拜) 内常侍	正5下 余如故
		以本官	(充) 内外五坊使
			(遷) 宣徽供奉官
(加) 大中大夫	従4上	内侍省内常侍	正5下
		以本官	
		以内侍	従4上 依前、宣徽供奉官
		以本官及職	
(遷) 雲麾將軍	従3	右監門衛將軍	従3 (充) 内外五坊使
(加) 冠軍大將軍	正3		
			(罷) 五坊使
			宣徽供奉官、皆如故
			(復為) 宣徽供奉
			(入為) 宣徽供奉官
		典内侍省	(転) 内坊
	(擢為) 右領軍衛將軍	従3	内外五坊使
		(真拜) 内侍知省事	余除故
		依前、知省事	(転) 大盈庫、領染院
		本官、並仍旧	(陟於) 飛龍使
		將軍・知省事、如故	(兼) 功德使
	(転) 左驍衛將軍	従3	余如故
(加) 特進	正2	(進) 本衛上將軍	従2 中尉・知省事、如故
(遷) 驃騎大將軍	従1		
(加) 開府儀同三司	従1	左衛上將軍	従2
		(除) 内侍監、知省事	

(4) 劉遵禮 文宗・武宗・宣宗朝出仕 (『全唐文』747、劉瞻「劉遵禮墓誌銘」)

文武散官		文武職事官		内侍官銜		三班・内諸司使系	
(授) 将仕郎	従9下			掖庭局宮教博士	従9下	(充) 宣徽庫家	
(授) 登仕郎	正9下						
(授) 承務郎	従8下						
						(加) 供奉官	
(転) 徵仕(事か?) 郎	正8下			内僕局令	正8下	(充) 監医官院使	
(授) 宣義郎	従7下					(改充) 宣徽北院使	
(授) 朝散大夫	従5下					(改充) 宣徽南院使	
						(改) 大盈庫使	
				(授) 宮?局令	正8下		
						(改) 内弓箭庫使	
						(改) 内荘宅使	
						(再領) 弓箭庫使	
				(転) 掖庭令	従7下		
						(授) 内飛龍使	
				(授) 内侍省内侍	従4上		
						(復拜) 内荘宅使	
(授) 銀青光祿大夫	従3						

当表は内廷における律令官制の変質を窺う上で貴重な資料を提供してくれるが、当面、供奉官に絞って論を進める。四者の供奉官拜命に関して、当表から窺える特色を見てみよう。

先ず第一に指摘できることは、供奉官には内侍省在職者が任ぜられたこと、そしてその際の官職は必ずしも一定していないということである。すなわち(2)李輔光は従五品下の内常侍(内侍省副長官)、(3)仇士良・(4)劉遵禮は従九品下の掖庭局宮教博士に在って供奉官に任ぜられており、拜命時の職事官や官品にばらつきがあることがわかる。次いで指摘されるのは、仇士良の如く、初任官から内侍省の官を歴任する間(仇士良は内侍省長官の内侍まで昇りつめている)、一貫して供奉官の任に在る場合があったことである。そして更に、仇士良が「宣徽供奉官」と表記され、劉遵禮も「宣徽庫家」で供奉官を加えられている如く、「宣徽院」との間に何らかの関係があったことが窺われる。このような遷官や兼官の実態を見る限り、この表に見える供奉官は決して「内諸司使の下に列する卑官」などというものではない。

供奉官拜命時の職事官や官品が一定せず、同一人物が内侍省の官を歴任する間、終始、供奉官に在任するような場合があったことは、そもそも供奉官の呼称自体がある特定ポストを指すものではなく、「供奉」という共通した服務形態を有する一群の者達を一括りにした総称であったことを窺わせる。恐らく、供奉官のいま一つの範疇である両省供奉官が中書・門下両省の君側奉侍を職務の常態とする諸官を総称したものであったのと同じく、内侍省所属の官で皇帝の側近に供奉することを常態とし、勅使として様々な使命を拜命するような任にあった者達を、内官の「供奉官」と総称したのではないかと推測する。そして、宣徽院との関わりの点についていえば、それらの内官の供奉官が統属していたの

が宣徽院で、その統括責任者が内官の令外官の一つであった宣徽院使であったと思われる。⁴この様な推測を裏付けるものとして次のような記事がある。すなわち、『資治通鑑』(以下『通鑑』と略す)巻二四三、穆宗・長慶三年四月の条に、

賜宣徽院供奉官錢、紫衣者百二十緡、下至承旨有差。

とあって、宣徽院下の供奉官に錢を賜ったことが伝えられているが、供奉官には「紫衣者」から「承旨」に至る官が含まれていたことがわかる。「紫衣」は三品官の官服であるから、紫衣者は三品官に在職する者を指すと考えられる。唐初、内官の品位は四品官までとされていたが、武后朝から濫授の傾向が生じ、玄宗朝には「朱紫を衣る」者が千余人に及んだという。⁵恐らくは、その様な皇帝の恩寵厚い者を中心に、君側供奉を任とする一群の内官集団が形成され、「供奉官」と称されたものと推測する。

ところで、『通鑑』巻二四九、宣宗・大中一〇年十一月の条に、

内園使李敬寔、遇鄭朗不避馬、朗奏之。上責敬寔、对曰供奉官例不避。上曰汝衛救命横絶可也、豈得私出而不避宰相乎。命剥色、配南牙。

(傍点は筆者、以下同様)

とあり、宣宗朝に宰相に非礼を働いた「内園使」が処分された事件を伝えているが、この中で内園使が自らを「供奉官」と称しているのが認められる。内園使は内諸司使の一つであるから、⁶これによれば内諸司使を供奉官と称したことがわかる。

ところでまた、『唐書』巻二〇七、宦者伝上、嚴遵美伝に、

遵美歴左軍容使、嘗歎曰北司供奉官、以膊衫給事、今執笏過矣。樞密使無序事、唯三楹舍藏書而已。今堂状帖黃決事、此楊復恭奪宰相權之失也。蓋疾時中官肆橫。

とあって、時代は降るが、昭宗朝の嚴遵美が当時の樞密使楊復恭の専横

を批判した発言の中で、「北司供奉官」という文言を用いている。ここにいる「北司」については、次の『通鑑』の胡註が分かりやすく解説してくれている。すなわち、『通鑑』巻二四三、穆宗・太和二年三月辛巳の条に、文宗の制拳に応じた劉蕡の対策が掲載されているが、対中の「今分外官中官之員、立南司北司之局、」なる文言の胡註に、

百官赴南牙朝会者、謂之外官、亦謂之南司。宦官列局於玄武門内、兩軍中尉護諸宮於苑中、謂之中官、亦謂之北司。

とあり、これによれば北司とは玄武門内及び御苑中に設けられた内官の部局と神策軍營を総称するものであるという。玄武門は大明宮の北門であるから、玄武門内ということになればこの内官の部局は大明宮の最奥部に位置していたということになる。内官の律令官衙である内侍省は西門の右銀台門内にあり、翰林院・右藏庫などと並べ置かれているので、⁷ここにいる北門の玄武門内に列した「局」とは位置が異なる。となるとこの「局」とは何を指すのか。内侍省以外の内官の部局といえば、内諸司を指して外にはない。つまり、胡註が指摘する「玄武門内の局」は内諸司を指していると考えざるを得ない。その様に考えると、嚴遵美伝にある北司供奉官とは内諸司使等の内官の令外官を指さしていると理解しなければならぬ。

要するに、供奉官は君側奉侍の内官を総称したものであるが、その実態は内諸司使を中心とする内官の令外官が占めていたと考えられる。内諸司使は使職であるから、その人事は皇帝に属し、その意味で律令官職の内侍省官員に比べより側近性が強かった。つまり、「供奉官」と称されるに相応しい内実を備えていたといえる。彼らは令外官ゆえ官階として内侍省の官職を帯びるが、その職事の重心は内諸司使としての任務の方にあったと思われる。また、彼らの中には皇帝の恩寵を蒙り、三品乃

至はそれ以上の文武散官・職事官を授けられ「紫衣」を着る者も出現した。上述の史料にある「紫衣者」はこの様な者を指すのではなからうか。

内諸司使は大明宮深奥部に部局を構え、御苑中に軍營を敷く神策禁軍とともに「北司」と称されたが、この北司は唐後半期において、宰相が統括する「南司」と鋭く対立した。上述した劉蕡の『旧唐書』の伝(巻一九〇下)に、

自元和末、閹寺權盛、握兵宮闈、横制天下。天子廢立、由其可否、干撓庶政。當時、目為南北司、愛惡相攻、有同水火。蕡草沢中居常憤惋とあり、この「水火」の対立がやがて「甘露の変」を惹起し、内官の専横を更に進行させることになる。

(2) 三班供奉官の出現

供奉官は当初、内諸司使等を広く指したと思われるが、やがてこれとは別に皇帝近侍を専門とする「狭義の供奉官」が出現した如くである。『全唐文』巻七二六に崔嘏が草した「授内諸司及供奉官敘階制」なる標題の制勅が載せられている。本文は次の通りである。

勅。設堂陛所以弁等威、置階級所以彰貴賤。苟可授者、吾無愛焉。爾等或司我繁重、夙夜無違。或侍吾左右、勤勞不懈。而皆溫和植性、廉潔終身。方將委以腹心、豈止加於爵位。爾其率職以事上、用降以持滿。勿以貴而驕人、無以高而自忽。保茲貞吉、以永休光。可依前件。

本文中に明示されていないが、標題からすれば、この制勅は内諸司使と供奉官を対象にしたものであることがわかる。前述の如く、供奉官は内諸司使を含む汎称と考えられるが、ここでは内諸司使とは別個に供奉官の名が挙げられている。では、この供奉官は何を指すのか。標題に見る

如く、この制勅の趣旨は内諸司使・供奉官の朝廷内班序を明確にしようというものであるから、ここにいう供奉官が律令官制上にすでに明確な位置づけを持つ中書・門下の両省供奉官を指しているとは、先ず考えられない。そこで制勅の本文を見てみると、「爾等は日々怠ることなく側近にあつて重職を担い、温厚にして清廉であるゆえ、腹心に任じた」といった趣旨の文言があり、ここにいう供奉官が内諸司使と同じ働きと属性を具えた同類のものであるとする認識が、文言の背後に窺える。つまり、この制勅が対象とする供奉官は、内諸司使と同じ内官の側近で、これと並び存する別個の官職であることが察せられる。

恐らく、内諸司使は内廷の諸職事を担当するとともに皇帝近侍、すなわち「供奉」を服務の常態としたが、諸司の職務が拡大するに伴い、任務の比重がその専門実務の方に移つていった結果、改めて皇帝の側近にあつて様々な用向きに任ずる職任が必要となり、ここにそれを專業とする官職が生まれ、その服務の形態から改めて「供奉官」と称されるに至つたものと推測される。そして、ここに出現した供奉官こそ、唐末・五代において内諸司使の下に位置づけられた「三班官の筆頭たる供奉官」の直接的起源と考えられる。ただ、上述の嚴遵美伝を見る限り、昭宗朝に至つても依然として内諸司使等を広く供奉官と称する風は残つていたようである。なお、「三班」の呼称は、宋代に至つて用いられるが、便宜上、唐代においても用いることし、この專業の供奉官を広義の供奉官と區別して、以下「三班供奉官」と呼ぶこととする。

さて、この様な三班供奉官はいつ頃出現したのであろうか。具体的な時期を確定することは困難であるが、この制勅が發布される以前であることは確かである。この制勅の起草者崔嘏は正史に専伝を持たないが、上掲『全唐文』(巻七二六)に略伝が付されている。これに拠れば、彼

は科挙出身で、邢州刺史・考功郎中を歴し、中書舎人に抜擢されたが、李徳裕の失脚に関わって、端州刺史に左遷されたという。そこで、彼の業績を『通鑑』に徴してみると、彼が武宗・会昌四年(八四四)閏七月の時点で邢州刺史であったこと、また、宣宗・大中二年(八四八)正月に端州刺史に左遷されたことが確認される。従って、この制勅は彼の中書舎人在任中に起草されたものであろうから、大中二年以前で会昌四年を遡らないある時点で発布されたものと考えられ、三班供奉官もこの頃までには出現していたものと推測される。

ところで、内諸司使と供奉官に位階を与え朝廷班序の上に位置付けようとしたこの制勅は、すでにこの時点までに供奉官から内諸司使に至る令外内官の序列がある程度固定化していたことを推測させるとともに、令外の内廷官職が正式に官制上の正位置を与えられたという点で重要な意味を持っている。つまり、内諸司使・三班官系官職が内廷官職の中にあってその存在意義を高めてきたことを物語る証左といつてよい。制勅の最後に「可依前件」とあって、これに先立って具体的な序列・位階に関する指揮が出されていたことを推測させるが、これに相当する制勅を見出し得ず、その詳細を窺うことができないのが甚だ残念である。

ところで、三班官は供奉官・殿直・承旨を以て構成するが、供奉官の下の諸官についてもその出現時期を証す確たる史料はない。ただ、前掲の『通鑑』巻二四三、穆宗・長慶三年四月の条によれば、宣徽院統轄下の供奉官(広義の)の末端に「承旨」を位置づけているので、承旨はこの時点ですでに出現していたことが確認されよう。

(3) 唐後半期における内官供奉官の活動

内官供奉官の揺籃期の具体的な活動を伝える史料はないに等しいが、内諸司使・三班供奉官が朝列に正位置を占めるようになると、彼らの具体的な活動を伝える史料が纒かながら見出されるようになる。次表はその様な史料を整理したものである。

表に見るように、崔嘏起草の制勅が発布される直前より、内官供奉官の活動の跡が目立って確認される。表中、長慶三年の記事は先にも取りあげた史料であるが、ここにいる供奉官は内諸司使を始めとする広義の供奉官を指す。これに遡る天宝四年の供奉官も恐らく同様のものだろうと思われる。これに対し、会昌三年以降の供奉官は、崔嘏の制勅発布の直前とそれ以降の事例であることから、恐らくは三班供奉官と推測される。

この様に唐末にかけて内官の供奉官、就中、三班供奉官の活動が史料に散見されるようになるが、このことは取りも直さずこの時期に三班供奉官の政治的な有用性が以前に比べ高まってきたことを物語る。特に表の会昌四年や乾寧二年の記事に見る軍隊の監督すなわち「監軍」の職務は、藩鎮に派遣されて藩帥の軍事行政を監督した「監軍使」とともに、唐後半期における内官の主要な外廷任務であった¹⁰⁾。そして、この都監の職務はそのまま五代の三班官に継承され、宋代に及ぶのである。

表3 唐後半における内官供奉官の活動

皇帝	年代	西暦	供奉官関連記事	出典
玄宗	天宝4/8	745	劍南節度使章仇兼瓊の部下楊章釗（後の楊国忠）が「柶蒲（博打の一種）」の技倆を上覧に供すべく参内した折、供奉官が先導する。	『通鑑』215
穆宗	長慶3/4	823	宣徽院下の供奉官に錢を賜う。	『通鑑』243
武宗	会昌3/4	843	昭義節度使の藩帥世襲の要請に対し、供奉官薛士幹を派遣し、説諭せしむ。※胡註「供奉官また宦者なり」	『通鑑』247
	会昌4/1	844	朝廷に不順な昭義節度使に対し、李徳裕が供奉官を行營に派遣し、軍隊を監督して攻撃すべしと上言する。	『通鑑』247
武宗～宣宗	会昌4～大中2	844～848	崔焜「授内諸司及供奉官叙階制」	『全唐文』726
昭宗	大順2/12	891	皇帝の恩寵を頼んで驕横な禁軍将校李順節を、神策軍中尉劉景宣・西門君遂が銀台門内に誘き出して、供奉官似先知に首を刎ねさせす。	『通鑑』258
	乾寧2/8	895	供奉官張承業を遣わし、（河東節度使）李克用の軍を監さしむ。※胡註「張承業、内供奉官なり」	『通鑑』260、 ※『旧五代史』72、張承業伝
	光化3/12	900	劉季述、供奉官李奉本を遣わし、太上皇の命を朱全忠に示さしむ。	『通鑑』262
	天復3/1	903	供奉官郭遵誨を朱全忠の軍營に遣わす。	『通鑑』263

(4) 唐末の内官機構の変質

唐後半、内官の機構はその重心が内侍省から内諸司に移っていったが、唐末に至って内官集団そのものが予期せぬ重大な事態に遭遇した。すなわち、『通鑑』卷二六三、昭宗、天復三年春正月庚午の条に、

（朱）全忠・崔胤同対、胤奏、（中略）請悉罷諸司使、其事務尽歸之省寺。諸道監軍、俱召還闕下。上從之。是日 全忠以兵驅宦官第五可範等数百人、於内侍省尽殺之。冤号之声、徹於内外。其出使外方者、詔所在収捕誅之。止留黄衣幼弱者三十人、以備洒掃。（中略）自是宣伝詔命、皆令宮人出入。其兩軍内外八鎮兵、悉屬六軍、以崔胤兼判六軍十二衛事。

とあって、密かに僭位の野望を抱く宣武軍節度使朱全忠が、内官を疾視していた宰相崔胤と結び、篡奪の事前工作として内諸司使及び諸道の監軍使の廃止を奏請し、勅許を得るや、若干の内廷清掃員を残して内外の内官を悉く誅殺したのである。

かくて、ここに唐朝の内官集団は殆ど消滅に近い状態に陥り、内官の機構は活動を停止した。しかし、間もなくこの内官を以て構成されていた機構は新たな構成員を以て再生することになった。『通鑑』卷二六四、唐・天祐元年夏四月戊申の条に、

勅、内諸司、惟留宣徽等九使外、余皆停廢、仍不以内夫人充使。以蒋玄暉為宣徽南院使兼樞密使、王殷為宣徽北院使兼皇城使、張廷範為金吾將軍充街使、以韋震為河南尹兼六軍諸衛副使、又徵武寧留後朱友恭為左龍武統軍、保大節度使氏叔琮為右龍武統軍、典宿衛皆朱全忠之腹心也。

とあり、これによれば内官肅清後、内諸司使には暫定的には内夫人（宮官）

が任ぜられていたが、ここに至って改めて内諸司使・宿衛統兵官ほかの人事が断行された如くである。『通鑑』はこの結果、宿衛統兵官は朱全忠の腹心の部下によって占められるようになったとしているが、実は宣徽院使等の内諸司使に起用された者も同様になつたとして¹³⁾いる。つまり、朱全忠は唐朝の内官は一掃したものの、内諸司使のポストは皇帝の側近を蓄養する器として残り、唐朝皇帝が内官を起用したように彼における家産官僚的な人材すなわち藩鎮の幕僚をこれに起用したのである。かくて、内官を任じた唐朝の令外内廷組織はここをもって朱全忠の親信士人によって構成された外廷組織に質的転化を遂げたのであった。

三 五代の供奉官

唐末の内官肅清を契機に、五代の内諸司使は外廷の側近組織に転化した¹⁴⁾が、この変化が三班使臣にまで及んだかどうかは、上述の史料からは窺うことはできない。しかし、五代の多くの史料は、三班官には内諸司使と同じく皇帝の親信士人が起用され、唐代とは一転して多様にして活発な活動を呈するようになったことを伝えている¹⁵⁾。五代の三班官については嘗て詳論したところであり、また小論の直接的対象でもないの¹⁶⁾で詳しくは触れないが、稿を閉じるに当たり、五代の供奉官の官制上における位置づけについて付言しておきたい。

表4 五代の三班官就任者とその経歴

王朝	皇帝	人物	三班官	三班官就任後の官職歴 (括弧は就任時の王朝・皇帝)	出典
後唐	荘宗	陳思讓	右班殿直	東頭供奉官 (後晋)、作坊使	261
後晋	高祖	宋偓	殿直	供奉官 (後晋・高祖)、北京武德副使、北京皇城使 (少帝/※『小畜集』)	255
		康延澤	供奉官	内染院副使 (後周)、内染院使 (宋・太祖)、供奉官、左藏庫副使 (太宗)	255
		張勳	供奉官	内園副使 (後周・世宗)、氈毳使 (宋・太祖)	271
		李謙溥	殿直	西頭供奉官 (少帝)、東頭供奉官 (後漢・高祖)、供備庫副使 (後周・太祖)、閑廐使 (世宗)	273
	?	劉重進	右班殿直	西頭供奉官 (後晋)、契丹に使いし帳前通事となる	261
	?	翟守素	殿直	供奉官 (後漢・後周)、引進副使 (宋・太祖)、判四方館事、引進使、客省使 (太宗)	274
後漢	隱帝	盧懷忠	供奉官	如京副使 (世宗)、内酒坊副使 (宋・太祖)、内酒坊使、判四方館事、客省使	274
		王繼濤	供奉官	諸司副使を歴す	255
	?	田欽祚	殿直	供奉官 (後周)、閣門通事舍人 (宋・太祖)、西上閣門副使、西上閣門使、四方館使、引進使 (太宗)	274
後周	太祖	吳元輔	供奉官	洛苑使 (世宗)	257
		曹彬	供奉官	西上閣門使 (世宗)、引進使、客省使 (宋・太祖)、宣徽北院・南院使	258
		丁德裕	供奉官	通事舍人・西上閣門副使 (宋・太祖)、東上閣門副使、引進使、客省使、内客省使	274
	世宗	潘美	供奉官	西上閣門副使 (世宗)、引進使、宣徽北院使 (宋・太祖)、宣徽南院使 (太宗)	258
		魏丕	右班殿直	供奉官 (世宗)、供備庫副使、作坊副使 (宋・太祖)、作坊使	270
		王晋卿	東頭供奉官	軍器庫使 (世宗)、禁軍將校に転ず	271
		李崇矩	供奉官	供備庫副使 (世宗)、作坊使 (恭帝)、宣徽北院使、樞密使 (宋・太祖)	257
		梁迥	殿直	供奉官、左藏庫使、宮苑使 (宋・太祖)、東上閣門使、判四方館事 (太宗)、引進使	274
		王贊	東頭供奉官	客省使 (世宗)、内客省使 (恭帝/※『旧五代史』120、顯德6/9)	274
		王侁	東頭供奉官	閣門祇候 (宋)、通事舍人 (宋・太宗)、東上閣門副使、西上閣門使	274

※出典欄は『宋史』の巻数

上表は五代の三班官就任者で経歴の詳細が判明する者をまとめたものである。五代半ば以降の人物が殆どで、その人事も宋代に及ぶものが多いが、三班官で起家した殆どの者が内諸司使副に転じ、その後、この官職系を遷転していることがわかる。この様に五代も後半になると、三班官・内諸司副使・内諸司使からなる官職体系はつきりと見えてくる。唐後半に出現した内官の令外官職系は、五代に入りそれが外廷の側近組織に転化することによって、漸くその体系が顕在化してきたといえよう。供奉官に関していえば、殆どの事例が供奉官から内諸司副使へ遷転しており、内諸司副使へ転じる前ポストとしての供奉官の位置を確認することができる。また、後周の太祖朝の事例（李謙溥）を始めとし、供奉官から供備庫副使に遷転したケースが四例あり、宋朝の武官寄禄官体系への流れも看取することができる。

おわりに

小論は唐代における供奉官の実態を再検討することで、宋制における三班使臣の淵源を改めて明らかにしようとする試みであった。宋制の供奉官は唐の内官の令外官を起源とするが、当初、供奉官の呼称は内諸司使等の側近的内官の汎称として用いられた。その後、武宗・宣宗朝頃に君側近侍を専業とする狭義の供奉官すなわち三班供奉官が出現し、内諸司使など令外内官の政治的重要性が高まるに伴い、やや外廷政治にも関わりを持つようになる。この供奉官が宋制の供奉官の直接的起源で、唐末の朱全忠による内官肅清を経て、五代には士人が起用され、軍事を中心に活発な活動を見せた。そして、その実態は宋に受け継がれ、五代に多く軍事畑の職任に任じられたことにより、やがて武官の寄禄官として

制度的に定着してゆくことになる。

この供奉官の唐から宋への変化は、その上位に列する内諸司使の上にも同様進行した現象であって、唐の半ばに出現した内諸司使と供奉官は三班官で構成された内官の令外官の体系は、唐末・五代の質的転換を経て、宋朝の武官寄禄官体系の主要部分を形成することになった。

註

(1) 『通鑑』卷二四一、憲宗・元和十五年十一月の条に、

上将幸華清宮。戊午、宰相率兩省供奉官詣延英門、三上表切諫且言、如此、臣輩當扈從。求面對、皆不聽。諫官伏門下、至暮、乃退。

とあって、傍点の「兩省供奉官」についての胡註に「兩省以中書門下言也。兩省官自左右常侍以下、至遺補起居郎舍人、皆供奉官也」とある。これによれば兩省供奉官が中書・門下兩省の散騎常侍以下拾遺・補闕・起居郎・起居舍人に至るまでを指したことが知られる。

(2) 拙稿「唐・五代三班使臣考―宋代武班官僚研究（一）―」（『宋代の社会と文化』、汲古書院、一九八三）。本稿は主として五代の三班官の補任者とその活動を考察したものであるが、補任者の点からいえば、皇帝の即位以前の親臣、皇帝と姻戚関係にある者、皇帝の親臣の縁故者、或いは「死王事之臣（戦役における殉死者）」の子弟など、皇帝と私的親信関係にある者或いは皇帝に強い忠誠心を抱く者が任用されていることが指摘される。また、その活動に関していえば、「都監」・「監押」といった軍隊の監督職のほか、地方警察職である「巡檢使」、辺防・行營前線の視察業務、或いは官倉の監督職など、主として軍事・

警察分野の地方末端部局における監督的任務を拝命したことが指摘される。その様な実態から、本稿では、五代の三班官は皇帝権の地方及び国政末端部局への浸透に寄与し、引いては宋朝皇帝独裁体制の確立に与って力があつたと意義づけた。

- (3) 『全唐文』に収録されている四名の墓誌銘・神道碑は、趙造「王文幹墓誌銘」(卷七六四)、崔元略「李輔光墓誌銘」(卷七一七)、鄭薰「仇士良神道碑」(卷九七〇)、劉瞻「劉遵禮墓誌銘」(卷七四七)である。
- (4) 宣徽院使は唐中期に出現した内諸司使の一つであり、五代を経て宋代に及ぶ。『宋史』卷一六二、職官二、宣徽院の項に、「宣徽南院使・北院使、掌統領内諸司及三班内侍之籍・郊祀朝会宴饗供帳之儀。」とあり、これによれば宋代の宣徽院使は内諸司・三班・内侍省に属する官員の名籍を管掌していたことがわかるが、恐らくその職掌は唐代に遡ることができるのではないかと考える。宣徽院使については、拙稿「唐宋時代の宣徽院使について―主に五代の宣徽院使の活動に注目して―」(『北大史学』一八、一九七八)を参照いただきたい。
- (5) 『唐書』宦者伝(卷二〇七)の序文に、
太宗詔、内侍省不立三品官、以内侍為之長、階第四、不任以事、惟門閣守禦、廷内掃除、稟食而已。武后時、稍增其人。至中宗、黃衣乃二千員、七品以上員外置千員、然衣朱紫者尚少。玄宗承平、財用富足、志大事奢、不愛惜賞賜爵位。開元・天寶中、宮嬪大率至四万、宦官黃衣以上三千員、衣朱紫千余人。
とあり、太宗は内官の三品官を設けなかったが、武后朝以降その様な抑制策が緩み、玄宗朝には紫衣・朱衣(緋衣)を纏う者、すなわち五品官以上(緋衣は四・五品の官服)が千余人に及んだことを伝えている。
- (6) 『通鑑』文中の「内園使李敬寔」の胡註に「内園使亦内諸司之一、五代時、有内園裁接使」とある。また、胡註が指摘するように、『五代會要』(卷二四、諸使雜錄)に梁朝諸司使の一つとして「内園裁接使」の名が挙げられている。

代時、有内園裁接使」とある。また、胡註が指摘するように、『五代會要』(卷二四、諸使雜錄)に梁朝諸司使の一つとして「内園裁接使」の名が挙げられている。

- (7) 大明宮内の官衙の位置は、平岡武夫編『唐代研究のしおり』第七『長安と洛陽 地圖篇』(一九五六)所収の各種「大明宮図」に拠った。
- (8) 『全唐文』卷七二六、崔嘏
嘏字乾錫。舉進士。復以制策・邢州刺史。改考功郎中。擢中書舍人。李德裕斥為崖州司戸。坐書制不深切。貶端州刺史。
- (9) 『通鑑』卷二四八、會昌四年閏七月の条に、澤潞節度使劉從諫の謀叛を巡る一連の騒動の過程で、当時邢州刺史であつた崔嘏が澤潞勢力の内紛に乗じて、州城内に駐屯していた澤潞の軍將を斬つて官軍に降つたことが伝えられている。また、同書同卷、大中二年正月癸丑の条に、李德裕の潮州司馬への左遷に際し、詔勅の内容が適切でなかった罪により、起草に当たつた中書舍人の崔嘏が端州刺史に貶められたことが伝えられている。
- (10) 拙稿「宋都監探原考(一)―唐代の行營都監―」(『別府大学紀要』三七、一九九六)
- (11) 註(2)拙稿参照。
- (12) 以下に述べる朱全忠の内官肅清に関する『通鑑』の記事の中で、宰相崔胤が内諸司使の事務を「省寺」すなわち尚書省・九寺に帰すことを要請した事実は、当時、内諸司使が内侍省に止まらず、外廷官庁の諸機能をも侵奪していたことを物語っている。また、『唐語林』卷八、補遺にも、
置左右軍十二衛・觀軍容處置・樞密・宣徽四使院、擬於四相也。十六宮使、皆宦者為之。分卿寺之職、朝廷班行備員而已。

とあり、内諸司使を指すものと思われる「宮使」が九寺の職を分担していたことを指摘している。

(13) 宣徽南院使兼枢密使に任ぜられた蔣玄暉なる者は、その具体的官職名は判明しないが、『唐書』の彼の伝（卷二二三下、姦臣伝）によれば「朱全忠に事え腹心と為る」とあり、『通鑑』（卷二六三、天復三年丙辰の条）は朱全忠の「親吏」とする。また、宣徽北院使兼皇城使に任ぜられた王殷なる者は『通鑑』（卷二六四、天復三年夏四月己卯の条）によれば朱全忠の「押牙」とある。この押牙（押衙）は節度使幕下の最高の幹部将校の一つで、軍營の総務部長に当たる。

(14) 註(2)の拙稿「唐・五代三班使臣考」において、五代三班官の出自と活動の事例を多数挙げた。